

小規模事業者等支援給付金(第2期)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上の減少した小規模企業または個人事業主に対し給付金を交付します。

給付額: 1事業者 10万円



前回給付金の交付を受けている場合も申請できます。

[対象事業者]

市内に本社または主たる事業所を有する小規模企業または個人事業主

●小規模企業とは、中小企業基本法における小規模企業者の定義によります。

製造業・建設業・運輸業・その他の業種：常時使用する従業員数 20 人以下

卸売業・サービス業・小売業：常時使用する従業員数 5 人以下

※対象外となる事業者は、宗教法人、社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、各種協同組合等

[給付要件]

令和2年10月から令和3年3月までの間のいずれかの月の売上高が、前年同月の売上高と比較して20%以上減少していること（比較する前年の売上高が既に新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合は前々年同月と比較します）。

※ただし、前年同月に事業を行っていない場合は、令和2年10月から令和3年3月までの間のいずれかの月の売上高と、次のア又はイのいずれかで算出した売上高の平均と比較します。

ア 令和2年10月から令和3年3月までの間のいずれかの月の前月までの連続する3か月の売上高の平均

イ 前年の総売上高を事業実施月数で割った平均

申請書類: 裏面に記載している書類が必要です。



申請期限: 令和3年5月31日(月) 当日消印有効

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、郵送のみの申請となります。

郵送先・問い合わせ先

〒350-1292 日高市大字南平沢 1020 番地

日高市役所 産業振興課 商工観光担当 宛

電話番号: 042-989-2111 (代表)

受付時間: 8:30~17:15 (平日のみ)

給付金詐欺にご注意ください。

申請書類

※申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。
申請書等の郵送希望の方は、産業振興課までご連絡ください。

【前回給付金の交付を受けた事業者】

- 1 申請書（様式第1号）
- 2 請求書（様式第3号）
- 3 提出書類確認リスト（申請者チェック欄にをしてください）
- 4 売上減少を証明する書類（減収月の売上高と前年同月の売上高が分かる帳簿の写し等）
- 5 「日高市小規模事業者等支援給付金交付決定通知書」の写し
- 6 振込先を変更する場合は、振込先口座がわかる通帳等の写しを添付してください。

【今回初めて給付金の申請をする事業者】

※法人と個人事業主で提出書類が異なりますので、ご注意ください。

[法人・個人事業主] 共通1～6

- 1 申請書（様式第1号）
- 2 請求書（様式第3号）
- 3 提出書類確認リスト（申請者チェック欄にをしてください）
- 4 売上減少を証明する書類（減収月の売上高と前年同月の売上高が分かる帳簿の写し等）
- 5 市内に事業所があることが確認できるもの
（会社案内、履歴事項全部証明書、開業届の写し、ホームページの写し等）
- 6 申請者名義の通帳等（振込口座のわかる部分）の写し

[法人の場合]

- ・法人事業概況説明書の写し

[個人事業主の場合]

- ・直近の確定申告書B（第1表）の写し
- ・本人確認書類の写し（運転免許証（各種免許証）、マイナンバーカード、パスポート、住民票の写しなど）
- ・事業収入以外の収入が事業収入より多い場合は、その事業に係る「開業届」、
「営業許可証」、「許認可証」いずれかの写し